

## 入間市手数料の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けている者が、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、使用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、当該個人番号カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、交付の申請を行う場合の入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）別表1の項、5の項、11の項及び17の項に規定する手数料については100円と、同表21の項に規定する手数料については200円とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>令和4年2月1日から令和5年3月31日までの間、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けている者が、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、使用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、当該個人番号カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、交付の申請を行う場合の入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）別表1の項、5の項、11の項、17の項及び21の項に規定する手数料については、10円とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。</p> <p>2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</p>